

令和8年度 労働関係法令「知っトク」セミナー

派遣労働者の安全衛生対策について

兵庫労働局 労働基準部 安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

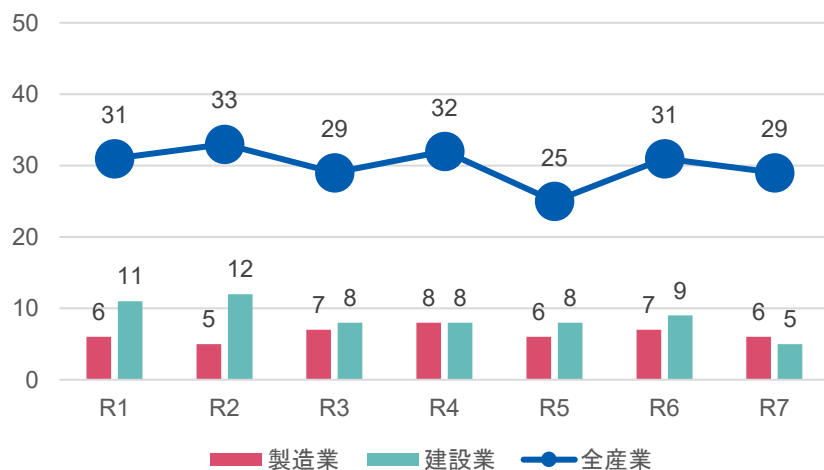
目次

- 1 兵庫県下の労働災害発生状況
- 2 派遣元・派遣先事業者の講ずべき措置
- 3 請負事業、元方事業者(元請負人) が実施すべき事項
- 4 労働災害防止対策について

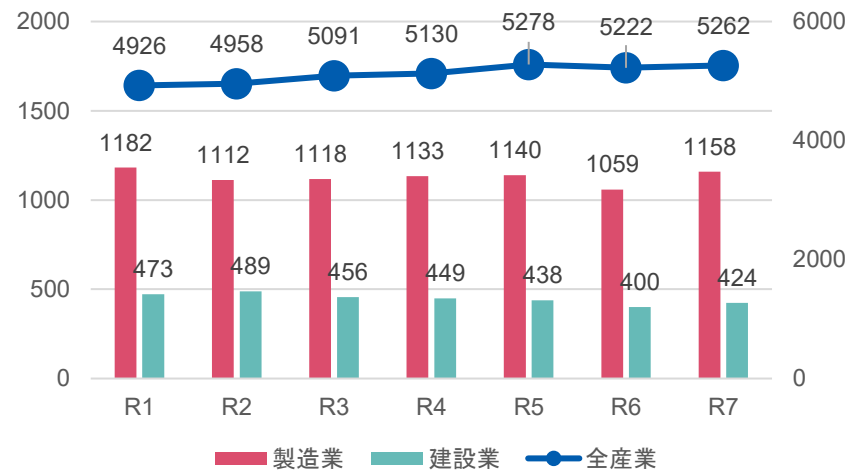
1 兵庫県下の労働災害発生状況

労働災害発生状況の推移

死亡者数の推移



死傷者数の推移

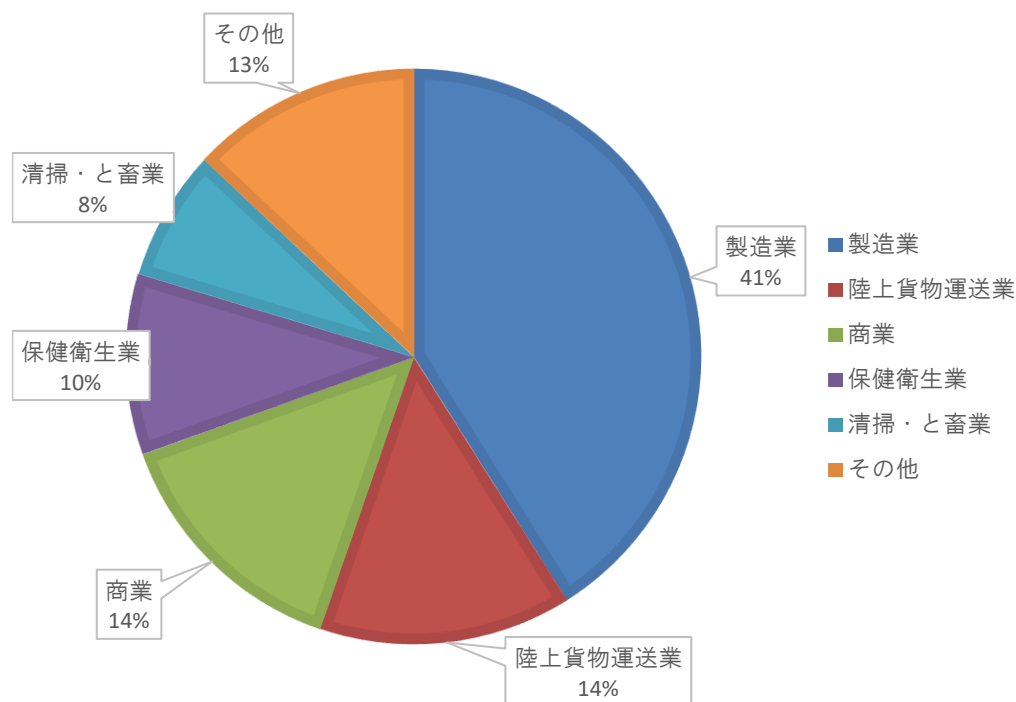


(出典) 労働者死傷病報告 (新型コロナウイルス患者を除く)

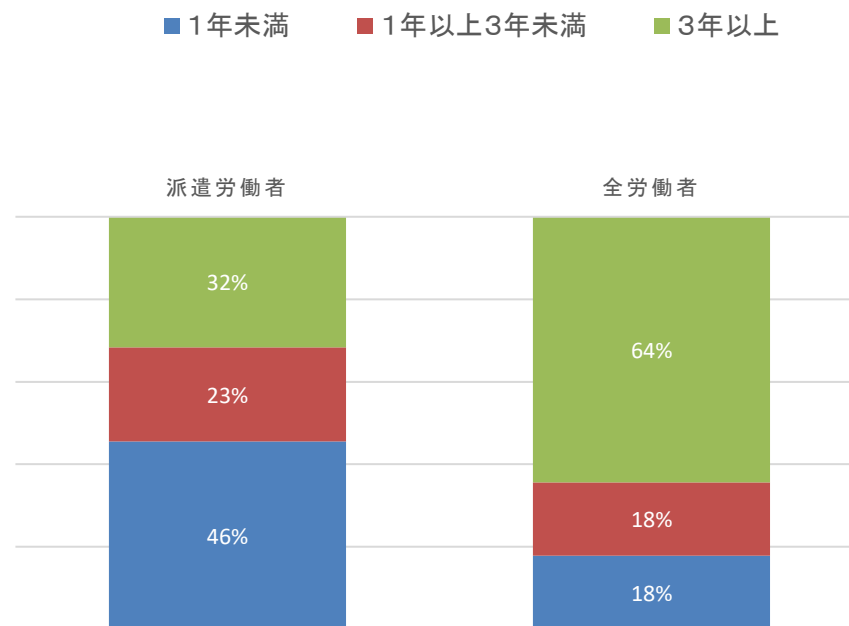
1 兵庫県下の労働災害発生状況

派遣労働者の労働災害発生状況

◆ 派遣労働者の業種別死傷者数の割合（R7年）



◆ 製造業における経験年数別死傷者数の割合（R7年）



※業務上の新型コロナウイルスリ患者数を除く。

2 派遣元・派遣先事業者の講ずべき措置

派遣法第45条（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

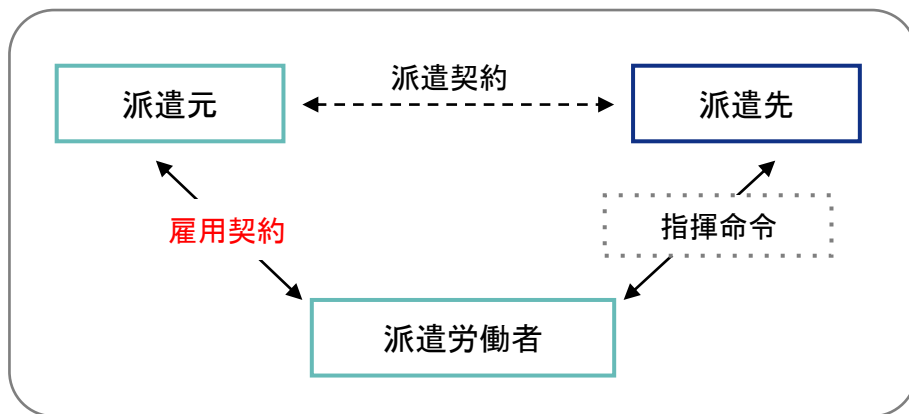
労働安全衛生法

職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、保護すべき対象は、**事業者**に**雇用**されている「**労働者**」と位置づけ、運用している。

※＜労働基準法第9条＞ 労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

派遣法（第45条）

- ◆ **派遣先**の事業者を派遣労働者を使用する事業者と、**派遣労働者**を**派遣先**に使用される**労働者**とみなして、（一定の安衛法条文を）適用する。
- ◆ **派遣元**は、安衛法第59条（安全衛生教育）、第61条（就業制限（免許や技能講習））などに抵触するときは**派遣してはならない**。
- ◆ **派遣先**は、特殊健康診断の結果証明書の提出があったときは、**派遣元**に送付しなければならない。
- ◆ **派遣先**は、健診の結果、有所見の者に対する医師の意見を**派遣元**に通知しなければならない。



2 派遣元・派遣先事業者の講ずべき措置

派遣労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担区分

主な労働安全衛生法の適用関係（派遣法第45条）

派遣元	派遣先
・衛生管理者の選任等（第12条） ・産業医の選任（第13条） ・衛生推進者の選任等（第12条の2） ・衛生委員会（第18条） ・安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）（第59条） ・健康診断（定期健康診断、医師の意見聴取）（第66条、第66条の4） ・医師等による保健指導（第66条の7） ・医師による面接指導等（第66条の8,9） ・ストレスチェック（第66条の10） ・報告等（第100条） ・法令の周知（第101条） ・衛生管理者、産業医 派遣元勤務+派遣労働者50人以上 ・衛生推進者 派遣元勤務+派遣労働者10人以上50人未満 ・衛生委員会 派遣元勤務+派遣労働者50人以上 ◆報告等（所轄労働基準監督署長あて） ・定期健康診断、ストレスチェック： 派遣元勤務+派遣労働者50人以上 ・労働者死傷病報告： 派遣労働者の災害についても報告	・安全管理者の選任等（第11条） ・衛生管理者の選任等（第12条） ・産業医の選任（第13条） ・安全衛生推進者の選任等（第12条の2） ・安全委員会（第17条） ・衛生委員会（第18条） ・安全衛生教育（作業内容変更時、特別教育）（第59条） ・職長教育（第60条） ・就業制限（第61条） ・健康診断（有害な業務に係る特殊健康診断、医師の意見聴取）（第66条、第66条の4） ・ストレスチェック（第66条の10） ・報告等（第100条） ・法令の周知（第101条） ・安全管理者、衛生管理者、産業医 自社労働者+派遣労働者50人以上 ・安全衛生推進者 自社労働者+派遣労働者10人以上50人未満 ・安全委員会 自社労働者+派遣労働者50人以上 （業種により100人以上） ・衛生委員会 自社労働者+派遣労働者50人以上 ◆報告等（所轄労働基準監督署長あて） ・特殊健康診断：労働者数によらず報告 ・ストレスチェック：自社労働者50人以上 ・労働者死傷病報告： 派遣労働者の災害についても報告

注：表中の（第〇条）は労働安全衛生法の条文です。

3 派遣元・派遣先事業者の講ずべき措置

派遣労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担区分

◆雇入れ時・派遣先変更時の教育 (安衛法第59条、安衛則第35条)

派遣元

(派遣先から業務の情報提供を受け、必要に応じ、教育カリキュラムの作成支援を受けたうえで)

- ①機械等、原材料等の危険有害性、取扱い方法
- ②安全装置や保護具の性能や取扱い方法
- ③作業手順
- ④作業開始時の点検
- ⑤業務で発生するおそれのある疾病の原因・予防
- ⑥整理、整頓及び清潔の保持
- ⑦事故時等の応急措置及び退避
- ⑧その他

◆特別教育 (安衛法第59条、安衛則第36条)

派遣先

安衛則第36条に規定する業務について、**法定の
カリキュラム・時間**で教育を実施

【安衛則第36条に規定する危険有害業務の例】

- ・研削といしの取替え、取替え時の試運転
- ・動力プレスの金型の交換など
- ・5 t 未満のクレーンの運転
- ・1 t 未満の玉掛
- ・産業用ロボットの教示

◆労働者死傷病報告 (安衛法第100条、安衛則第97条)

派遣元

派遣先

(要旨) 事業者は、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、所轄監督署長に報告しなければならない。休業日数が4日に満たない場合ときは、四半期ごとに、報告しなければならない。

事業主の皆さまへ

**労働者死傷病報告の報告事項が改正され、
電子申請が義務化※されます**

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経路地図として、当該労働者の電子申請が可能な場合は画面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、④について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分前されました。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産食品製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※ 電子申請義務化に伴う地図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「地図」のデータを添付してください。【地図】を手書き等で作成後、携帯電話等で写真撮影してそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内



2 派遣元・派遣先事業者の講ずべき措置

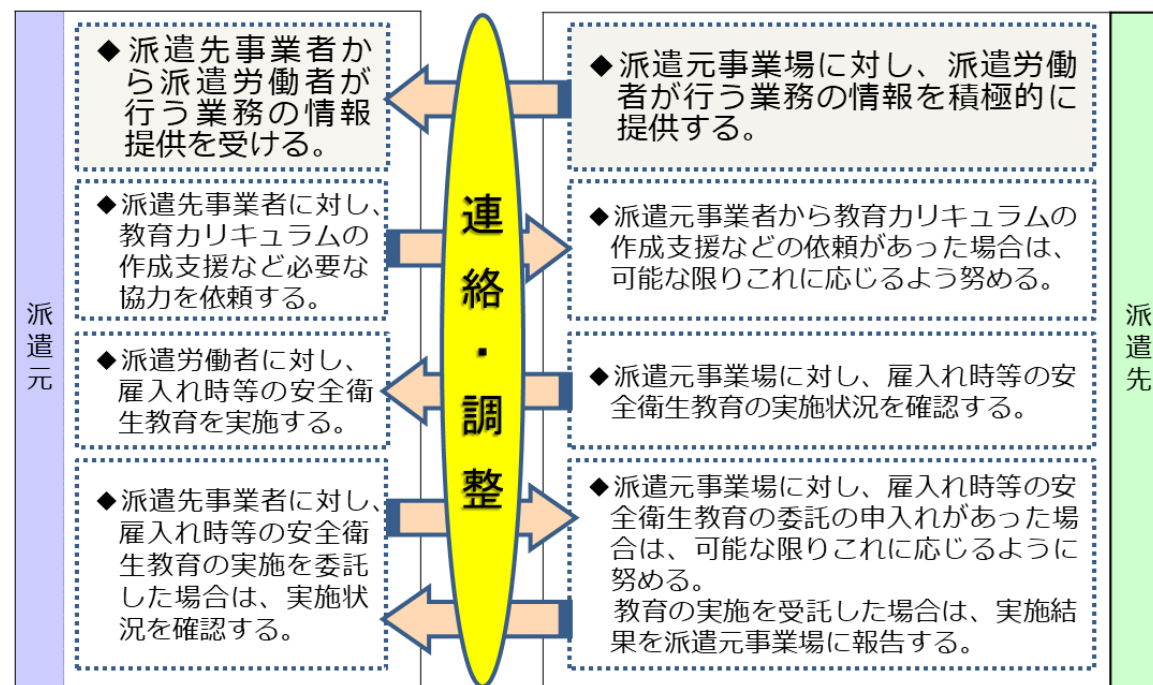
教育と連絡調整

製造業で働く派遣労働者の労働災害発生率は高く、中でも、経験期間の浅い方の労働災害の占める割合が高くなっています。このため、

- 派遣労働者に対する安全衛生教育を労働災害防止に必要な内容・時間をもって行うこと（雇入れのとき、派遣先が変わった時、作業内容が変わったとき）
- 派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整すること

が重要です。

派遣元・派遣先事業者が連携して行う事項



2 派遣元・派遣先事業者の講ずべき措置（労働災害事例）

産業廃棄物処理施設において、産業廃棄物の選別作業中、派遣労働者がドラグ・ショベルにひかれ、死亡



発生状況

この災害は、派遣労働者が派遣先の産業廃棄物処理施設において、産業廃棄物の選別作業を行っているときに発生したものである。

この選別作業は、主に建築物解体現場から運ばれてきた産業廃棄物をドラグ・ショベルおよびホイールローダーにより木材、プラスチック、金属等に大まかに分類した後、さらに手作業により細かく分別する作業である。

災害発生当日、派遣先労働者である作業員AとB、派遣労働者である作業員CとDの計4人で選別作業を行っていた。

選別作業が一段落したところで、Aの指揮により、廃プラスチックの積み込み作業を行うため、CとDは金属類の集積場所に移動し、AとBは、廃プラスチックを運搬するためのトラック進入路を確保する作業にとりかかった。Bがホイールローダーを運転し、トラックの進入路に当たる箇所に散乱していた廃棄物を1カ所にかき集めるとともに、分別コンテナの前に止められていたドラグ・ショベルをトラックへの積み込用とするため、トラック進入路付近まで移動させようとAが運転し、左旋回の後、2mほど前進させたところ、金属類の集積場所で作業していたCをドラグ・ショベル右側のクローラでひいたものである。Cはすぐに病院に搬送されたが、死亡した。Aはドラグ・ショベルを運転する際、周囲の状況をよく確認していなかった。

この事業場では、作業員が行う作業場所でドラグ・ショベルおよびホイールローダーを運行していたが、運行経路への立入禁止措置の実施、誘導者の配置等の接触防止措置等を講じておらず、作業計画も策定していなかった。

なお、CとDは選別作業に係る安全衛生教育を派遣元、派遣先のいずれでも受けていなかった。

2 派遣元・派遣先事業者の講ずべき措置（労働災害事例）

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 作業者と運転中のドラグ・ショベルとの接触防止措置を講じていなかったこと
ドラグ・ショベルの運行経路への立入禁止措置を講じておらず、また、誘導者も配置していなかった。
- 2 ドラグ・ショベルの運転者が運転前に行うべき周囲の安全確認が不十分であったこと
- 3 作業計画が策定されていなかったこと
ドラグ・ショベルによる作業に際し、作業計画が策定されておらず、かつ、関係作業者へ当該機械の運行経路、立入禁止区域等が周知徹底されていなかった。
- 4 関係作業者に対して安全衛生教育を行っていないこと
派遣先の作業場所には、ドラグ・ショベル、ホイールローダー等の運行により、当該機械との接触による危険があるにもかかわらず、派遣元および派遣先ともに派遣労働者に対して安全衛生教育を実施していなかった。

る、ま

よう教

秀導者

の配置、合図等の作業方法に関する作業計画を策定しなければならない。さらに、作業計画の内容を関係作業者に周知徹底する必要がある。

なお、策定する作業計画では、機械による作業と手作業による分別作業との混在作業は避けるようにする。

対策

- 4 派遣労働者に対し安全衛生教育を実施すること
派遣労働者に対し、一般的な安全衛生教育を派遣元において行うとともに、従事する作業に係る危険性、労働災害防止の方法等についての安全衛生教育を派遣先において行う。

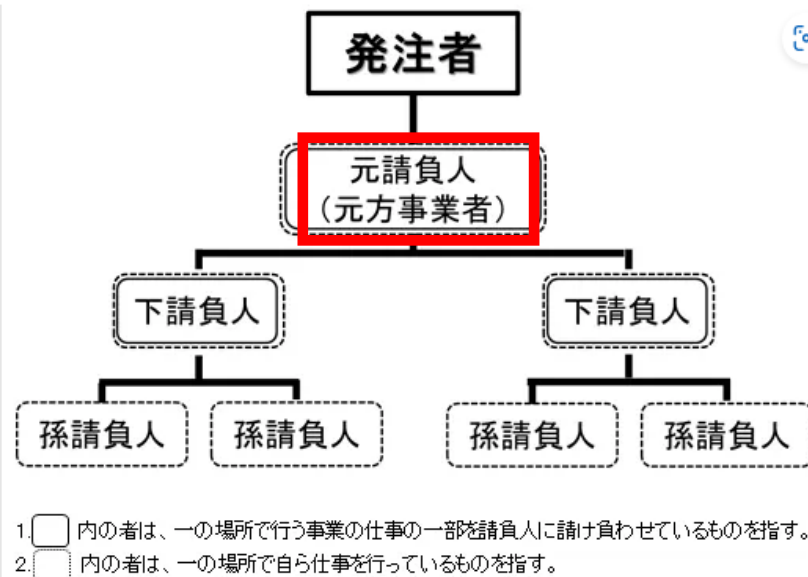
3 請負事業、元方事業者(元請負人) が実施すべき事

適正な請負と派遣

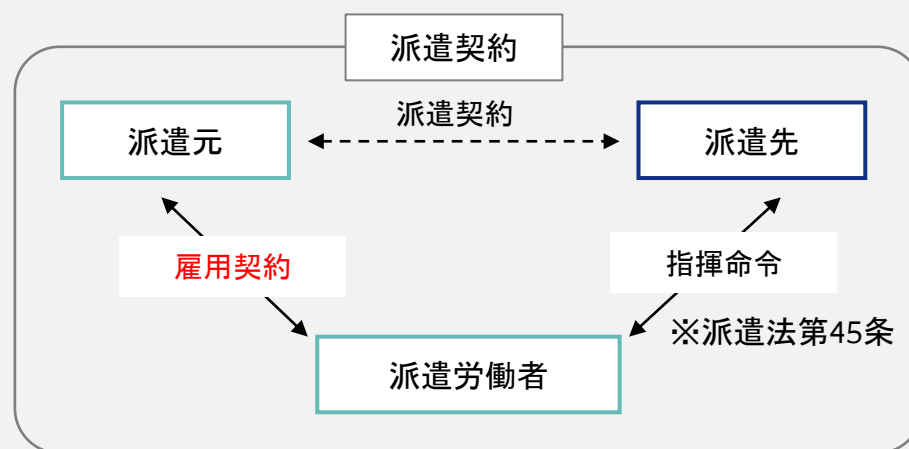
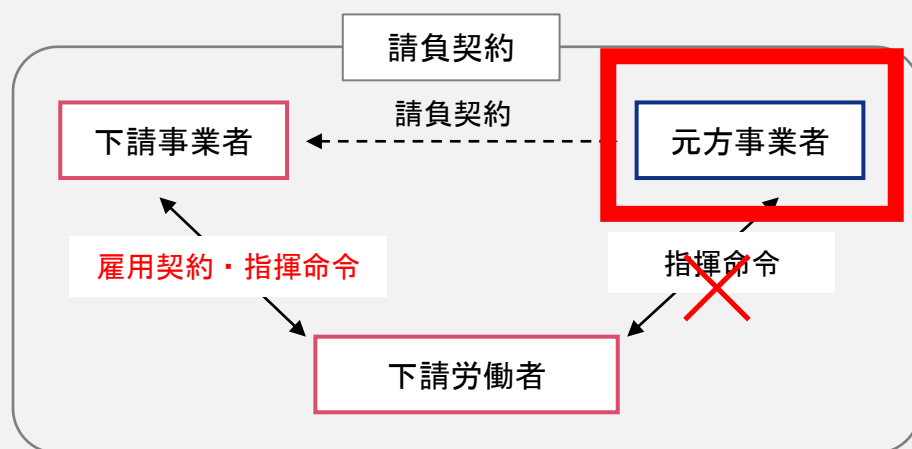
労働安全衛生法

職場における労働者の安全と健康を確保す
べき対象は、**事業者**に雇用されている「労働者」

※＜労働基準法第9条＞ 労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に



＜＜請負契約と派遣契約＞＞



(参考) 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準 (S 61年労働省告示第37号)

3 請負事業、元方事業者(元請負人) が実施すべき事項

元方事業者の講ずべき措置等（安衛法第29条）

安衛法第29条

元方事業者は、**関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう**必要な指導を行わなければならない。

元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

前項の指示を受けた関係請負人又は関係請負人の労働者は、当該指示に従わなければならない。

＜関係請負人の安衛法違反により元方事業者が第29条違反を指摘された事例＞

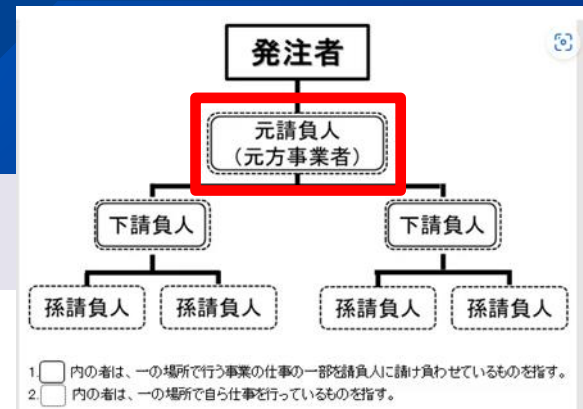
- フォークリフトの作業計画未作成
- 作業主任者未選任／職務不履行
- 粉じん作業で呼吸用保護具未着用
- 掃除等での機械の運転未停止



有機溶剤 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
2. 閉鎖空間、ブッシュ型呼吸器装置又は全身型呼吸器装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作業主任者
氏 名



3 請負事業、元方事業者（元請負人）が実施すべき事項

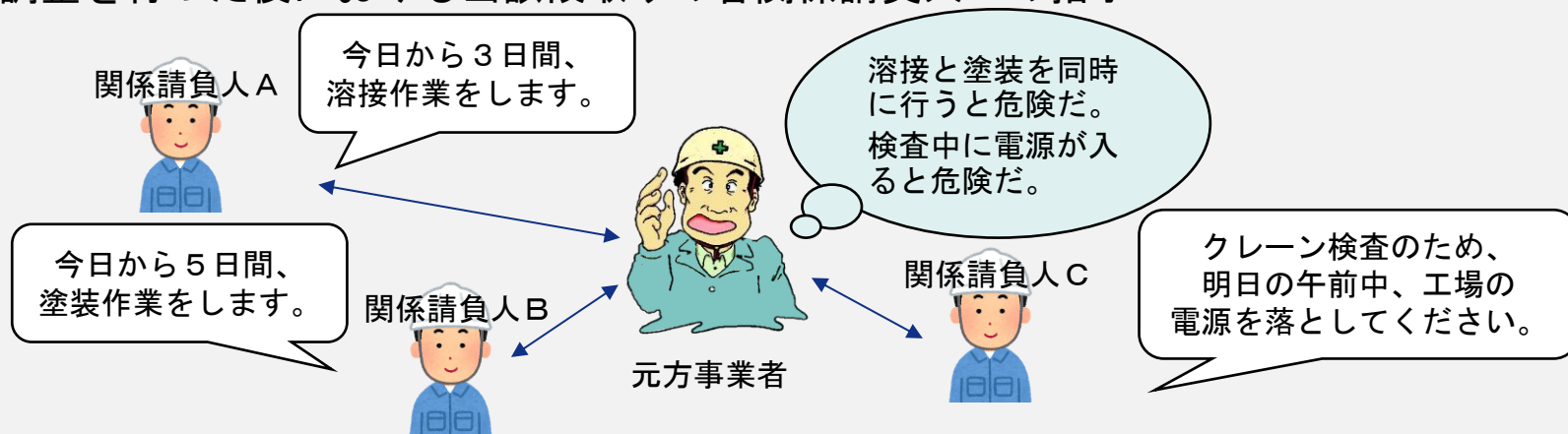
元方事業者の講ずべき措置等（安衛法第30条の2）

安衛法第30条の2

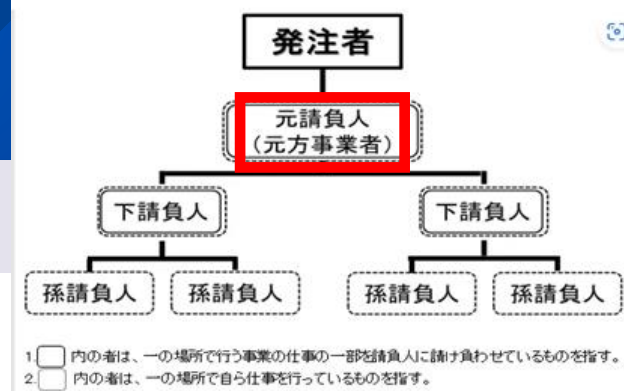
製造業その他政令で定める業種に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、**作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置**その他必要な措置を講じなければならない。

《作業間の連絡及び調整》

- ① 各関係請負人が行う作業についての段取りの把握
- ② 混在作業による労働災害を防止するための段取りの調整
- ③ ②の調整を行った後における当該段取りの各関係請負人への指示



（参考）製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について（H18.8.1基発第0801010号）



3 請負事業、元方事業者(元請負人) が実施すべき事項

適正な請負と派遣

ジェットコンクリート車のミキサー内部のブレードを回転させて混合機内部に剥離剤を塗布していたところ、ミキサー内部に落下



発生状況

ジェットコンクリート車のオペレーターである被災者が、ジェットコンクリート車に搭載された地上から高さ2.33メートルの位置にあるミキサー内部のブレードを回転させながら混合機内部に向けてエアガンを使用して剥離剤を塗布していたところ、ミキサー内部に落下し、回転するブレードに巻き込まれ死亡した。

ジェットコンクリート車は、トラックに使用されるシャーシにコンクリートプラントが架装して製造された特注した特殊コンクリート車であった。ジェットコンクリート車は、車両に搭載されたミキサーで各バッチに材料を練り合わせてコンクリートを製造し、コンベアで外部へ排出していた。ミキサーは通常、ジェットコンクリート車の内部に格納されているが、車両の後方からジェットコンクリート車の外部へ出すことが可能となっていた。コンクリートの製造及び排出時にはミキサーを外部に出す必要はないものであったが、ミキサー使用後に内部に付着したコンクリート等を洗浄する際に、ミキサーを車両の外に出して作業を行っていた。ただし、洗浄作業の際には、誤作動による危険防止のために、車両の動力はすべて停止してから行うよう各オペレーターに対し指示していた。

3 請負事業、元方事業者(元請負人)が実施すべき事項

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ジェットコンクリート車のミキサー上部の開口部に覆いを設ける等によりミキサー内部の攪拌用ブレードとの接触防止措置を講じていなかったにもかかわらず、ミキサーを車両の外部に出して剥離剤の塗布作業を行う際に、ブレードを回転させながら作業を行っていたこと。
- 2 地上からミキサー上部の開口部までの高さが2.33メートルあったにもかかわらず、労働者が安全に作業できる作業床が設けられていなかったこと。
- 3 剥離剤の塗布作業に関する作業標準がなかったこと。
- 4 ジェットコンクリート車のオペレーター業務について、作業指示は全て親事業者にておこなっており、実態としては派遣労働契約であったにもかかわらず、業務委託契約の形式を取っており、被災労働者の作業について、安全管理を行うべき責任の所在が不明確であったこと。

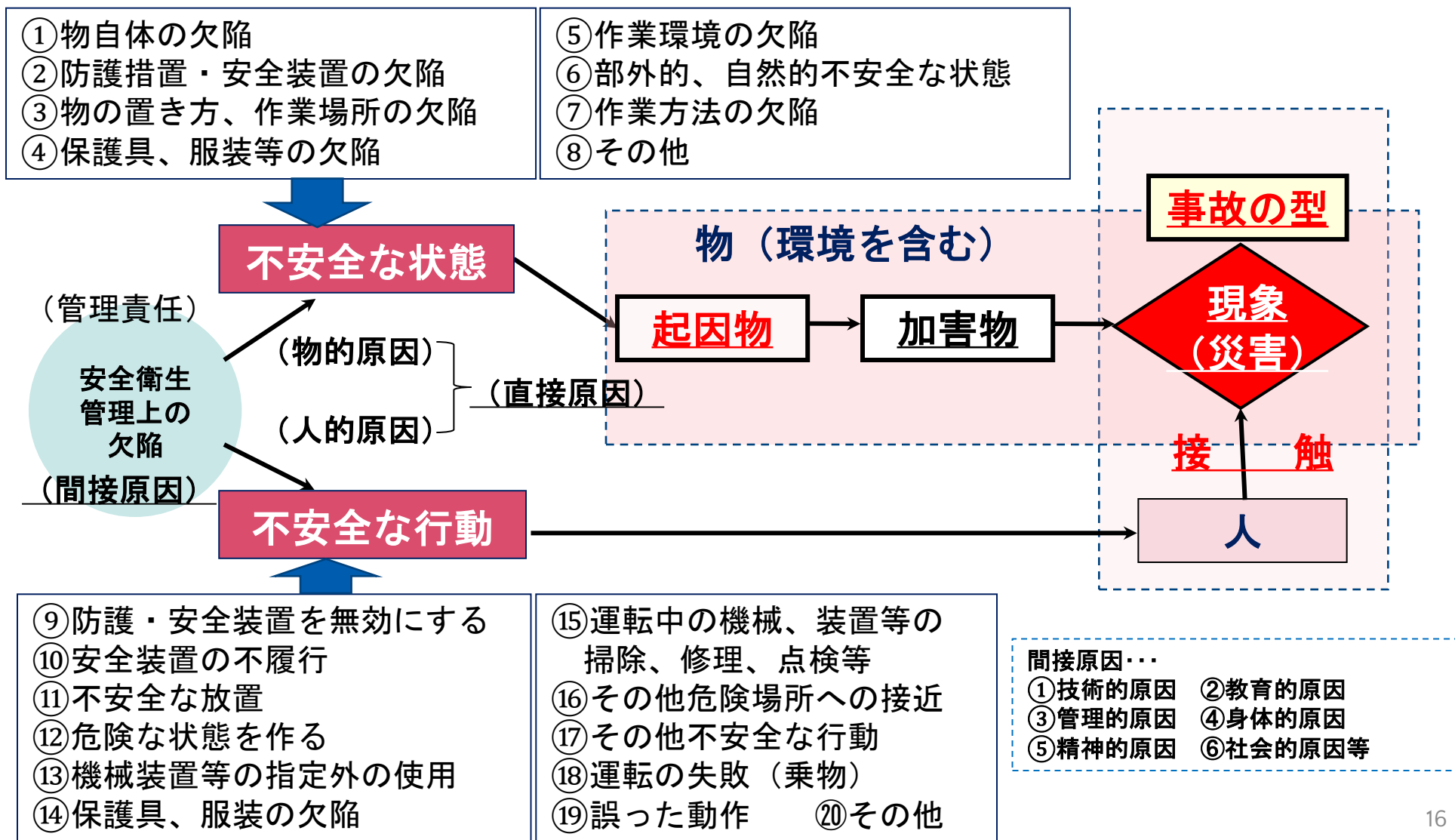
対策

同災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 ミキサーを動かす場合には、回転するミキサー内部のブレードに労働者の身体が巻き込まれることがないように車両に格納した上で動かすことを原則とし、その周知徹底を再度図ること。
ただし、やむを得ずミキサーを車両外部に出して作業を行う場合には、回転するブレードに労働者の身体が巻き込まれることがないように接触防止措置を講ずること。その際には、本質的安全の見地により、車両外部においては、ミキサーが開口した状態ではブレードが動かない、いわゆるインターロック式安全装置の導入を検討すること。
- 2 ミキサーを外部に出して作業を行わざるを得ない場合には、ミキサーの高さを考慮し、安全な作業ができるような作業床を設けること。
- 3 作業方法については安易に各オペレーターの判断に委ねることなく、安全管理を行うべき事業主の責務として、安全対策を組み込んだ作業手順書を作成すると共に教育訓練を実施し、当該作業手順を各オペレーターに定着させること。
- 4 契約の形式と実態が乖離し、各オペレーターの安全管理に関する責任の所在が不明確であることから、オペレーターに関する現行の契約形態を見直し、安全管理の主体を明確にした上で再発防止対策を講じること。
その際には、オペレーターに対する作業指示や機械の貸与の状況等の実態を鑑み、各オペレーターについては、親事業者の直雇労働者とした上で安全管理を行うことを検討すること。

3 労働災害防止対策について

労働災害の発生の仕組み（厚生労働省方式）



4 労働災害防止対策について（兵庫リスク低減MS運動）

兵庫リスク低減MS運動の概要と具体的な取組

“労働災害は常に起こり得る状態である”ことを前提とし、事前に、職場に潜在するリスクの排除に努め、**残留リスク**（常に存在しているリスクのこと。）を「**許容できるリスク**」まで小さくします。

そして確認された残留リスクを経営首脳者を含め、職場内で共有し、残された危険を認めるという考え方のものです。

この兵庫リスク低減MS運動の展開によって、労働災害が発生した場合であっても、以前は入院するような負傷であったものが、かすり傷程度の傷害で済むように働く人に対するリスクが下がる効果を期待するものです。

ALARPの原則

(As Low As Reasonably Practicable)

リスクを“合理的に実行可能な範囲で出来るだけ低くすること”

許容できない
領域

いかなる理由があっても
リスクは正当化されない。

許容領域または
ALARP領域

リスクの低減が不可能か、
費用が改善効果に対して
全く釣り合っていないと
きのみ許される。

広く受け入れ
られる領域

リスクがこのレベルに維持
されていることを保証
し続ける必要がある。

<基本的な取組み>

- ① 経営首脳者による「安全衛生方針表明」
- ② 年間安全衛生管理計画の策定
- ③ 安全衛生管理に「**P D C Aサイクル**」を導入
- ④ 職場の**総点検**を繰返し実施
- ⑤ リスクアセスメントを繰返し実施
- ⑥ **残留リスク管理**の明確化

まとめ

ポイント

- ・ 派遣労働は、経験が浅い、未熟練者の労災事故が多い。
- ・ 派遣先は、過去の労災情報、リスクを派遣元にも提供すること。
- ・ 形骸化しない教育訓練とコミュニケーションを。
- ・ ご清聴ありがとうございました